

サービス事業等	概要	対象者の要件	証明書提示		担当課係
			必要	不要	
区営住宅の入居申込み 区民住宅の入居申込み	現に同居し、または同居しようとする親族もしくはパートナーシップ関係の相手方がいる場合は、世帯向け区営・区民住宅の申し込み入居資格の対象となります。	所得要件などがあります。詳しくは申込期間中に配布する申し込みのしおりをご確認ください。 ※入居者は、申し込み資格を満たす方の中から抽選により決定します。	○		住宅課 住宅管理係
次世代育成住宅助成の申請	住宅にかかる家賃・ローンの一部を助成する「次世代育成住宅助成」の申請ができます。	・親元近居枠＝ 区内に5年以上居住する親世帯の近くに住み替える新婚世帯・子育て世帯・パートナーシップ関係の証明を受けた日から2年以内の世帯 ・区内転居枠＝ 区内に1年以上居住し、区内のより広い住宅に住み替える子育て世帯 ※申請にあたっては、その他所得要件等あり。詳しくは区のHPの次世代育成住宅助成のページを確認。	○		住宅課 住宅管理係
保健福祉オンズパーソンへの申立て	区民が利用する保健福祉サービス全般に対する相談や苦情などの申し出について、オンズパーソンが第三者の立場で公正に調査・検討し、必要に応じて改善を申し入れます。	区内に在住で、保健福祉サービスの提供を受け、若しくは取り消され、又はその申請を却下された者とその配偶者及び三親等内の家族	○		福祉総務課 厚生係
区立軽費老人ホーム（ケアハウス）への入居申込み	食事の提供、その他生活相談・助言など、安心して自立した生活ができるよう、日常生活上必要な支援をします。	以下すべての要件を満たす方 1.60歳以上の方 2.区内に引き続き1年以上住所を有する方（申込者の同居要件を満たす方はこの限りではない） 3.自炊ができない程度の身体状況又は独立して生活するには不安のある方で、家族の援助を受けられない方 4.利用料金を払える収入がある方 5.保証人を立てられる方	○		高齢介護課 高齢者施設担当係長
配偶者出産休暇・育児目的休暇奨励金、介護休業・介護休業、介護休暇または介護短時間勤務（休暇の場合は、有給に限る）を取得させている中小企業に奨励金を支給します。	従業員に配偶者出産休暇、育児目的休暇、介護休業、介護休業または介護短時間勤務（休暇の場合は、有給に限る）を取得させている中小企業に奨励金を支給します。	休暇を付与している千代田区内の中小企業		○	国際平和・男女平等人権課 男女平等人権係
出産費用助成金の申請	区内で子どもを持つことを希望する人が、安心して産み育てられると前向きになれるよう、出産費用が産育一時金の支給額を上回り、自己負担をした場合、その自己負担分（1度の出産につき最大31万円）を助成します。	1.令和7年4月1日以降に出産した方のうち、以下すべての要件を満たす方 (1) 出産日以前から区内に住所を有し、かつ申請日時点において引き続き1年以上区内に住所を有すること (2) 国内の健康保険に加入しており、助成を受けようとする出産に関して産育一時金を受給していること (3) 出生日から対象者の住所に出生児の住民登録があること 2.令和7年4月1日以降に妊娠85日以上の死産、流産をした方（人工妊娠中絶を含む） 上記1.の(1)と(2)の要件を満たしている必要があります。	○		子育て推進課 手当・医療係
福祉施設等人材確保・定着支援事業補助	高齢者や障害者に福祉サービスを提供する事業者が介護等のために休業している職員の代替職員を雇用する場合、その費用の一部を助成をします。	休業を認めた千代田区内の福祉施設等		○	高齢介護課 介護事業 指定係
幼保一体施設内保育園・認証保育所・緊急保育施設・保育室・認可外保育所運営費等補助	幼保一体施設内保育園や東京都認証保育所、緊急保育施設、保育室、認可外保育所が、育児や介護等のために休業している保育士の代替職員を雇用する場合、その費用の一部を助成をします。	休業を認めた千代田区内の幼保一体施設内保育園及び認証保育所		○	子ども支援課 運営支援係

※上記以外にも、「住民票の同一世帯」や「主たる介護者」など、パートナーシップ関係の相手方以外の要件で利用できるサービス事業もあります。